令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省4-5-3)

施策名	5-3 経営安定・取引適正化	ե	担当部局	司·課室名 中小企	業庁 長官官	官房 総務課			政策評価実施予定時期	令和5年8月	
施策の概要	消費税や労務費、原材料費等の転嫁対策、下請代金法の厳正な運用、官公需情報の提供等を通じて中小企業・小規模事業者の経営安 定化や取引適正化を図る。										
達成すべき目標	・消費税や労務費、原材料 ・人権に配慮した経営の重 ・事業環境の変化により経	要性を広く普及し、健全な総			「新しい資本主義のグラン 「経済財政運営と改革の						
施策の予算額(執行額) (百万円)	令和2年度 4,066 (3,720)	令和3年度 3,670 (3,297)	令和4年度 2,353	施策に関係するP (施政方針演説等				主義のグランドデザイン及 営と改革の基本方針2022			R定)、

【測定指標】

測定指標(定量的)	基準値		日標値					度ごとの目標 度ごとの実績		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定								
测化扫标(化里的)	本年 他	基準年度	日保胆	目標年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	の根拠						
1 取引の適正化		-		_	受注側企業において「不合理な原語を低減要請を	令和4年度	-	-	-	70.0%	70.0%	-		令和3年10月8日の岸田内閣総理大臣の所信表明演説において、「政府として、下請取引に対する監督体制を強化し、大企業と中小企業の共存共栄を目指します。」という方針が示されており、また、令和3年12月27日に発表された「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」においても、「中小企業が賃上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパー				
1 AX 5100 NO. LETE			受けていな い」と回答 する割合が 70.0%以上		51.0%	56.3%	59.1%	59.1%	-	-		トナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる環境を整備していく」という方針が示されている。不合理な原価低減要請が行われることで、受注側事業者から発注側事業者に対する価格交渉の申し込みが難しくなり、円滑な価格転嫁の妨げになることから、不合理な原価低減要請の減少に向けて今後も粘り強く取り組んでいく必要がある。						
2 人権意識の向上	_	_	セミナー等 参加者で非 常に人権意 識が高まっ	令和5年度	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	-	人権に対する考え方は非常に重要であることから、セミナーにより「非常に人権						
2 人権息譲の问上	_		-	-	-	-	-	-	職が高よう たと回答し た者の割合 が90%以上	11 1110千尺	41.0%	39.0%	53.0%	55.0%	-	-	-	意識が高まった」と回答した者の割合を9割以上という高い目標としている。

【参考指標】

	測定指標	基準値		見込み	年度ごとの実績値								参考指標の選定理由及び見込み値の設定の根拠	
_	次1 足 1日1示	坐 干胆	基準年度	۲۰۰۰	年度	令和3年 I 期	令和3年Ⅱ 期	令和3年Ⅲ 期	令和3年Ⅳ期	令和4年 I 期	令和4年Ⅱ 期	令和4年Ⅲ 期	シウ 旧席の歴史を出及い元色の配との根拠	
	1 日銀短観における中小 企業の業況判断DI	-	-	ı	-	▲ 12	▲ 8	▲ 8	▲ 3	▲ 6	▲2	-	中小企業の業況を判断する指標	
		基準値												
	測定指標	基準値		見込み				年	度ごとの実績	値			参考指標の選定理由及び見込み値の設定の根拠	
	測定指標	基準値	基準年度	見込み	年度	30年度	令和元年度		度ごとの実績	値 令和4年度	令和5年度	令和6年度	参考指標の選定理由及び見込み値の設定の根拠	

【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)			開始年度	関連する 指標	達成手段の概要等	再掲	令和4年度 行政事業 レビュー
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	'^~	74 177			事業番号
特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(中小企業倒産防止 共済に係るもの)	-	-	-	昭和53年度		中小企業倒産防止共済制度の加入者が掛金(月額20万円上限。掛金限度額は800万円)を納付した場合には、その全額を損金(必要経費)に算入することができる。	-	-
2 保険会社等の異常危険 2 準備金(火災共済)	-	-	-	昭和28年度	-	損害保険会社等が、各事業年度において、責任準備金の積立てに当たり、保険又はこれに類する共済に係る異常災害損失の補てんに充てるため、保険又は共済の種類ごとに、当期の正味収入保険料又は正味収入共済掛金(当年度保険料等)を基礎として計算した積立限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認める。この準備金は、異常災害損失が生じた場合にはその損失の額、積立後10年を経過した場合にはその積立額と[(異常危険準備金の金額+当期の積立額)—当年度保険料等×洗替保証限度率]のいずれか少ない金額を、取り崩して益金に算入する。	-	-
3 中小企業等の貸倒引当 3 金の特例	-	-	-	昭和41年度	-	中小企業等については、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額については、貸倒実績率によらずに法定繰入率による 繰入が認められている。(租税特別措置法第57条の9、同法施行令第33条の7) (法定繰入率) 卸・小売業 10/1000 製造業 8/1000 金融・保険業 3/1000 割賦販売小売業 13/1000 その他 6/1000 協同組合等については、通常の繰入限度額の12%増しとすることができる。	-	-
4 経営環境変化対応資金	-	-	-	昭和61年度	-	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に、売上の減少等業況悪化をきたしている中小企業者の経営基盤の強化又は経営の安定を支援する。	-	-
5 金融環境変化対応資金	_	-	_	平成9年度		金融機関との取引状況の変化により、資金繰りに困難をきたしている中小企業者が、長期資金の導入により経営安定を図れるよう支援する。	-	-
6 取引企業倒産対応資金	-	-	-	昭和55年度	-	関連企業の倒産により経営に困難をきたしている中小企業者等が、経営の安定を図れるよう支援する。	-	-
7 中小企業取引対策事業	*	*	*	*	1	*	-	0160
8 取引適正化等推進事業	*	*	*	*	1	*	-	0161
9 人権教育·啓発活動支 援事業	*	*	*	*	2	*	-	0162

※【達成手段一覧】に係る各種予算事業の「予算額計(執行額)」、「開始年度」、「達成手段の概要等」については、下記URL先の行政事業レビューシートを参照。

〇令和3年度以前開始事業(https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/review2022/html/1-5saisyu.html)